

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第70号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月25日 08時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県口之島西之浜港南防波堤灯台から真方位117°50m付近 (概位 北緯29°59.5′ 東経129°54.8′)	
事故等調査の経過	平成21年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第五 ^{たから} 宝丸、496トン	
船舶番号、船舶所有者等	129499、株式会社EKIZEN	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船首船底に擦過傷（長さ約1m）	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、空船で、船首約1.6m、船尾約2.8mの喫水で、口之島西之浜漁港の南側公共岸壁を鹿児島港に向けて出港した。</p> <p>船長は、単独で手動操舵により、船首スラスタを使用して離岸作業中、北北西の風により船首が圧流され、船首船底が同岸壁の南東方約30m付近の浅礁に底触した。</p> <p>その後、浸水等異常が認められなかったため、態勢を立て直して続航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：風向 北北西、風力 5</p> <p>海象（中之島港）：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.7m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、全係留索を放して、船首スラスタを使用して離岸しようとした際、船尾方から強風を受けて船首方に圧流された可能性があると考えられる。</p> <p>風により圧流されたのは、船長が後進をかける時機が遅れた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が離岸作業中、風により浅礁域に圧流されたため、浅礁に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	